

医療区分	疾患・状態	処置等
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スモン(亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害)</li> <li>・ 医師および看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態</li> <li>・ <b>超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態(15歳未満の小児患者に限る)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻若しくは急性膵炎を有する患者を対象とする場合又は開始日から30日以内)</li> <li>・ 24時間持続点滴</li> <li>・ 人工呼吸器の使用</li> <li>・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄</li> <li>・ 気管切開又は気管内挿管(発熱を伴う状態の患者に対するものに限る)</li> <li>・ 酸素療法(密度の高い治療を要する状態の患者に対するものに限る)</li> <li>・ 感染症の治療の必要性から実施する隔離室での管理</li> <li>・ <b>医療区分2の処置等のうち、(1)及び(2)のいずれにも該当するもの</b></li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 筋ジストロフィー症</li> <li>・ 多発性硬化症</li> <li>・ 筋萎縮性側索硬化症</li> <li>・ パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る))</li> <li>・ その他の指定難病等(スモンを除く)</li> <li>・ 脊髄損傷(頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢全てに認められる場合に限る)</li> <li>・ 慢性閉塞性肺疾患(ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当する場合に限る)</li> <li>・ 悪性腫瘍(医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る)</li> <li>・ <b>末期呼吸器疾患(適切な治療が実施されているにもかかわらず、ヒュー・ジョーンズの分類がⅤ度の状態に該当し、医療用麻薬等の投与によるコントロールが必要な状態に限る。)</b></li> <li>・ <b>末期心不全(器質的な心機能障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的にNYHA重症度分類Ⅳ度の症状に該当し、頻回若しくは持続的に医療用麻薬の投与又はその他の点滴薬物療法による苦痛及び症状のコントロールが必要な状態に限る。)</b></li> <li>・ <b>末期腎不全(器質的な腎障害により、適切な治療が実施されているにもかかわらず、慢性的に日本腎臓学会慢性腎臓病重症度分類Stage G5以上に該当し、腎代替療法を必要とする状態であるが、透析療法の開始又は継続が困難である場合であって、医療用麻薬等の投与による苦痛のコントロールが必要な状態に限る。)</b></li> <li>・ 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態</li> <li>・ 他者に対する暴行が毎日認められる状態</li> <li>・ <b>超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の注1に規定する超重症の状態(15歳未満の小児患者に限る)</b></li> </ul>	<p><b>(1)感染症の治療に係る処置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 肺炎に対する治療</li> <li>・ 尿路感染症に対する治療</li> <li>・ 脱水に対する治療(発熱を伴う状態の患者に対するものに限る)</li> <li>・ 頻回の嘔吐に対する治療(発熱を伴う状態の患者に対するものに限る)</li> <li>・ 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養(発熱又は嘔吐を伴う状態の患者に対するものに限る)</li> </ul> <p><b>(2)創傷の治療に係る処置及び器具の管理等を伴う処置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 褥瘡に対する治療(皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所以上に認められる場合に限る)</li> <li>・ 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療</li> <li>・ 創傷(手術創や感染創を含む)、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療</li> <li>・ 中心静脈栄養(広汎性腹膜炎、腸閉塞、難治性嘔吐、難治性下痢、活動性の消化管出血、炎症性腸疾患、短腸症候群、消化管瘻又は急性膵炎を有する患者以外を対象として、中心静脈栄養を開始した日から30日を超えて実施するものに限る)</li> <li>・ 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法</li> <li>・ 気管切開又は気管内挿管が行われている状態(発熱を伴う状態を除く)</li> </ul> <p><b>(3)その他の処置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日8回以上の喀痰吸引</li> <li>・ 頻回の血糖検査</li> <li>・ 酸素療法(密度の高い治療を要する状態を除く)</li> <li>・ せん妄に対する治療</li> <li>・ うつ症状に対する治療</li> </ul> <p><b>(4)傷病等によるリハビリテーション(原因となる傷病等の発症後、30日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る)</b></p>
1	医療区分2・3以外	